平成２６年（フ）第１３３号
千葉県東金市上武射田854番地２
債務者　上田　　剛
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１２号
千葉県香取市佐原イ2604番地
債務者　星上　芳暁
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２６年（フ）第２２４号
相模原市中央区上矢部１丁目13番31号
債務者　濵中　良雄
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３８８４号
大阪市浪速区敷津西２丁目７番27号カーム敷津601号
債務者　木村　信之
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９１９号
大阪府摂津市千里丘７丁目10番32―305号
債務者　豊嶋　慎也（旧姓桑本）
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０９２号
大阪府東大阪市菱屋東１丁目13番８号
債務者　中野　幸子
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４４号
静岡県浜松市中区新津町630番地　さくらハイツ新津103号室
債務者　坂口　貴弘
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月28日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３４６号
静岡県浜松市南区瓜内町586番地　ヴェルメゾン飯尾Ｄ―２、前住所静岡県浜松市南区楊子町８番地
債務者　山内　千穂
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月28日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第２７４号
川崎市宮前区土橋２丁目15番地21　ザ・ヒルズ鷺沼105
債務者　村山美香恵（旧姓樽植）
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３０８号
川崎市多摩区宿河原６丁目18番２号　レジデンス向ヶ丘Ａ204、前住所川崎市多摩区堰１丁目25番20―105号
債務者　石川　　勇
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３２３号
川崎市高津区宇奈根625番地５　レオパレスＣＡＮＤＹ302
債務者　長友　　操（旧姓荻野）
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３５８号
川崎市幸区大宮町28番地８　市営住宅904
債務者　鈴木　宏昌
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３５９号
川崎市中原区下小田中２丁目32番１―401号
債務者　野口　恵司
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１６８号
愛知県豊橋市西橋良町33番地５、従前の住所　愛知県豊橋市東岩田３丁目15番地１　203
債務者　小瀬きよ子
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月１日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１７０号
愛知県田原市田原町東滝頭１番地43　第３滝頭寮、従前の住所東京都世田谷区上北沢５丁目33番16―408号
債務者　石橋　政裕
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月１日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部